公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５１号
福島県いわき市平塩字風内103番地
債務者　庄司千恵子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第５２号
福島県いわき市平塩字風内103番地
債務者　庄司　祐之
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１０１号
茨城県日立市西成沢町２丁目３番３―102号
債務者　川上つや子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１８５号
茨城県土浦市北荒川沖町３番９号
債務者　髙橋　信彰
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１２号
富山市西中野町２丁目12番16―206号　エスポワール中野
債務者　前澤　琴恵
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１４号
富山市婦中町田屋1395番地
債務者　藤瀬　惠子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
富山市下赤江町２丁目２番１―203号　市営住宅１号棟203号
債務者　梨木　正進
法定代理人成年後見人　梨木　悦子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８５号
三重県鈴鹿市庄野共進２丁目４番19号　ポポラーレ鈴鹿212、前住所三重県鈴鹿市稲生２丁目10番８号
債務者　岡崎　砂織
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３４号
滋賀県犬上郡豊郷町大字上枝406番地（107号）
債務者　長谷川ルミ子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６７１号
神戸市兵庫区湊町１丁目１番23号　コーポ南風苑222号、従前の住所京都市右京区京北上中町稲谷20番地　京北育成牧場高宮ライディングパーク
債務者　装蹄師久光経司こと　久光　経司
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１５号
神戸市北区西大池２丁目６番208―504号
債務者　光齋　明夫
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２１号
神戸市垂水区名谷町寺池1506―９　メゾンオルタンシア２　204、住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘１丁目10番地の12
債務者　松岡　忠男
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２３号
神戸市中央区山本通４丁目14番15号　坂部マンション201
債務者　安原　　円
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７２７号
神戸市東灘区森北町３丁目３番26―301号
債務者　森本　浩二
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３４号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目21番２号
債務者　島　　克己
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３８号
神戸市灘区下河原通３丁目４番24号
債務者　萩野芙美子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７６０号
兵庫県三田市南が丘２丁目５番２号上谷アパート７号室、住民票上の住所兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地グリーンハイツ５棟305号
債務者　奈良平真弓（旧姓島本）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部